

京都大学男女共同参画推進事務室要項

(平成17年10月3日総長裁定制定)

第1 本学における男女共同参画推進に係る連絡調整その他の事務を行うため、事務本部に男女共同参画推進事務室(以下「事務室」という。)を置く。

第2 事務室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画推進に係る連絡調整に関すること。
- (2) 男女共同参画推進に係る情報収集に関すること。
- (3) 男女共同参画企画推進委員会に関すること。

第3 事務室に室長、室長補佐及び室員を置く。

- 2 室長は、総務部長をもって充てる。
- 3 室長は、事務室の室務を総括する。
- 4 室長補佐は、総務部総務課長及び人事部職員課長をもって充てる。
- 5 室長補佐は、室長の職務を助け、事務室の室務を整理する。
- 6 室員は、総務部及び人事部の職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。
- 7 室員は、室長の命を受け、事務室の室務に従事する。

第4 この要項に定めるもののほか、事務室の組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成17年10月3日から実施する。